

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年6月号 | No. 06/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 新条約: PCT への影響

WIPO 新条約

ご存知のように WIPO 加盟国は 2024 年 5 月 24 日、知的財産 (IP)、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する新条約を承認しました。この条約は、知的財産、遺伝資源や伝統的知識の間の接点を扱う初めての WIPO 条約であり、先住民や地域コミュニティを対象とした規定を含む最初の WIPO 条約でもあります。

この新条約が発効すれば (15 の締約国が条約に加盟又は条約を批准した後)、遺伝資源や関連する伝統的知識に基づく発明を有する特許出願人に対して新たな開示要件が国際法に定められることとなります。この条約により、特許出願における請求の範囲に記載された発明が遺伝資源に基づく場合、各締約国は出願人に対して遺伝資源の原産国又は出所を開示することを要求するものとしています。また、特許出願における請求の範囲に記載された発明が遺伝資源に関連する伝統的知識に基づく場合、各締約国は出願人に対して、その伝統的知識を提供した先住民又は地域コミュニティを開示することを要求するものとしています。

PCT への影響

新条約の脚注 4 (第 7 条) に記載されている合意声明では、次のように述べています。

「締約国は、PCT 締約国を指定する PCT に基づく国際出願を行う出願人が、PCT 締約国全てに対して効力を有する国際出願の出願時に、又はその後締約国のいずれかの国内官庁に対する国内段階への移行時に、その適用される国内法令下で遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の開示を要求している

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

場合、それらの開示要件に関連する方式要件に準拠する機会を提供することを目的として、PCT 規則及び/又は実施細則の改正の必要性を検討することを PCT 同盟総会に対し要請するものとする。」

国際事務局は新条約に関する進展をモニタリングし、適切な時期には、脚注に言及されている PCT 制度の中で、PCT 締約国が新条約の義務を履行する支援を行います。新条約が発効されるまでの間、国際事務局は PCT 締約国や PCT ユーザからのご質問、ご要望にいつでも対応いたします。

PCT 規則改正 – 2024 年 7 月 1 日発効 (リマインダ)

2023 年 7 月 6 日から 14 日まで開催された PCT 同盟総会 (PCT 総会) は、2024 年 7 月 1 日発効予定の PCT 規則改正を採択しました。改正内容は以下の通りです。

- PCT 規則 26 及び 29 の修正について。国際出願が異なる言語で記載されている部分を含んでおり、管轄受理官庁がそれらの異なる言語全てを認めている場合の手続に関する修正。
- PCT 規則 82 の 4.3(c) の仏語での条文の修正について。当該規則の英語と仏語での条文における不一致を解消する修正。

PCT 規則改正を解説するパワーポイント資料は、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/rule_changes_archive.html

2024 年 7 月 1 日から発効する PCT 規則の 9 言語による全条文は、以下の「特許協力条約及び規則」をご参照下さい。

特許協力条約及び規則

2024 年 7 月 1 日付で更新される特許協力条約及び規則 (WIPO 刊行物 274) 双方の条文を収録した刊行物 (アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語で入手可能) は、上述日以後 PDF 形式でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4739>

PCT 特許協力条約及び規則の条文の各 PDF 版は、上述の言語ですすでにご利用いただけます。
(訳者注: 2024 年 7 月 1 日から施行される PCT 規則の日本語版 PDF も同日以降ご利用いただけます)

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

英語とイタリア語以外の言語は、当ページ右上からご選択下さい。

PCT 統計 2024

PCT 年次報告 2024 年版

PCT 年次報告 2024 年版は、2023 年の PCT の活動や動向をまとめたものです。2023 年の PCT 出願や国際特許制度の実績に関する一連の統計 (上位出願国別、上位出願人別、技術分野別の出願件数、並びに PCT 出願における女性発明者の参加に関する統計を含む) を網羅しており、2022 年 (統計が利用可能な最新年度) の国内段階移行に関する統計も掲載しています。また以下に言及する特別テーマに関する情報や、PCT 制度の利点についての概要も紹介しています。

今年の特別テーマは“The technological composition of PCT applications”とし、本報告ではその記述的分析を提供しています。PCT 制度の利用は過去 20 年間で大幅に拡大し、PCT 出願の技術構成も大きく変化しました。このような変化は特許制度に重要な影響を及ぼし、主に特定技術分野における特許明細書の作成スキルや審査スキルの必要性は、他の技術分野よりも高まっています。より広くは、PCT 出願の技術構成の変化は、イノベーションが向かう方向性の変化を反映していると言えます。このような変化は、主に新たな技術の可能性が原動力となり世界各地で起こっています。また一方で、このような変化は各国レベルでも起きており、専門技術に応じて、世界のトレンドにより近い国もあれば、そうでない国もあります。

PCT 年次報告は、英語でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4740&plang=EN>

<https://www.wipo.int/pct/en/activity/index.html>

エグゼクティブ・サマリーは、まもなく 9 言語（アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語とスペイン語）でご利用いただけます。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規二国間 PCT-PPH 試行プログラム (国立産業財産機関 (チリ) – EPO)

2024 年 6 月 1 日から、国立産業財産機関 (チリ) と欧州特許庁 (EPO) 間で、新規の二国間 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。当試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の国の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、他方の国の国内段階で早期審査の利用が可能になります。

上述の PCT-PPH の取決めに関する詳細は、以下のリンクをご利用下さい。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/05/a56.html>

[https://www.inapi.cl/docs/default-source/2023/patentes/guias-pph/guia_pph_epo_20231124-\(1\).pdf](https://www.inapi.cl/docs/default-source/2023/patentes/guias-pph/guia_pph_epo_20231124-(1).pdf)

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上述した情報を含み更新されました。

www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

公開スケジュールの変更

2024 年 8 月 1 日の公開

2024 年 8 月 1 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2024 年 8 月 2 日 (金) に公開されます。ただし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2024 年 7 月 16 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に到達する必要があります。

7 - 8 月の合併号

次号の PCT ニュースレターは 7 - 8 月の合併号となり、8 月初旬の発行を予定しています。今月号と合併号が発行されるまでの期間に PCT ユーザの皆様にお伝えすべきお知らせがある場合には、PCT 最新情報のメール配信サービスを通して、また PCT ウェブページのニュース欄にてご案内いたします。まだメール配信サービスにご登録されていない方は、以下の電子メールプラットフォームにて無料で登録手続きが可能です。当サービスでは、PCT ユーザの皆様にご案内いたします。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

合併号の発行前に PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合には、それぞれ以下のリンクにて情報が更新されます。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/seminar-calendar.pdf>

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/fees.pdf>

PCT アップデート

BR: ブラジル (所在地とあて名、国際出願の写しの部数)

CA: カナダ (手数料)

QR: カタール (電子メールアドレス)

調査手数料及び国際調査に関連する手数料 (オーストリア特許庁、シンガポール知的財産庁、日本国特許庁)

2024 年 7 月 1 日から、手数料表 I(b) に表示される (スイスフラン、韓国ウォン、シンガポールドル、米国ドル、南アフリカランドによる換算額はまもなく設定されます)、オーストリア特許庁が実施する国際調査についてユーロで支払う額が変更になります。また、同日から以下の手数料の額も変更になります。

追加手数料: 1,845 ユーロ

2024 年 8 月 1 日から、シンガポール知的財産庁が実施する国際調査について日本円で支払う換算額、並びに日本国特許庁が実施する国際調査についてはユーロとシンガポールドルで支払う換算額が変更になります。新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、JP、SG) が更新されました。)

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則の第 305 号の 2、第 308 号、第 707 号、第 804 号が修正され、2024 年 7 月 1 日に発効します。

これらの修正を含む実施細則の改正版は、ページ右側 (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリスト) から、中国語、英語、仏語、ロシア語とスペイン語の PDF 形式でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

英語と仏語の条文は HTML 形式でもご利用いただけます。

日本語の改正版はまもなくご利用いただけます (訳者注: 現在、既にご利用いただけます)。

<https://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html>

上述した変更については、回章 C. PCT 1668 にて詳細が説明されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/>

PCT 受理官庁ガイドラインの改訂

PCT 受理官庁ガイドラインが修正され、2024 年 7 月 1 日に発効します。詳細は、回章 C. PCT 1674 をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/>

当ガイドラインの全条文は、WIPO ウェブサイト上でまもなくご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 規則改正 (2024 年 7 月)

2024 年 7 月 1 日から施行される PCT 規則改正後の新条文に関する詳細は、上記トピック「特許協力条約及び規則」をご参照下さい。

PCT 規則改正に関するパワーポイント資料

上記トピック「PCT 規則改正」で記載した通り、2024 年 7 月 1 日に施行される PCT 規則改正を解説するパワーポイント資料が、中国、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語でご利用いただけるようになりました。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/rule_changes_archive.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

中国語で利用可能な PCT 関連資料

以下の PCT 関連資料が中国語へ翻訳され、PCT ウェブサイトでもご利用いただけるようになりました。

- *PCT Applicant's Guide – Introduction to the International Phase:*
<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/zh/docs/guide/gdvol1.pdf>
- *PCT Applicant's Guide – Introduction to the National Phase:*
<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/zh/docs/guide/gdvol2.pdf>

新しい ePCT ビデオチュートリアル

官庁向け ePCT ビデオチュートリアル

官庁向け ePCT ビデオチュートリアルの仏語版がご利用いただけるようになりました。

ビデオは、主な官庁向け ePCT 機能の利用方法をステップバイステップで解説しています。

https://www.wipo.int/pct/fr/epct/tutorials_offices.html

WIPO ウェビナー – IP & Women: 特許、特許協力条約 (PCT) と持続可能な開発目標 (SDGs)

WIPO とフィリピン知的財産庁 (IPOPIL) が主催する研修が、2024 年 6 月 27 日にオンラインで開催されます。ウェビナーは無料で、特に女性イノベーターや起業家を対象に企画されており、特許制度、特許協力条約 (PCT) に関する洞察を深めることを目的としています。また、これらの情報をいかに活用し、持続可能な開発目標 (SDGs) を推進できるのかについても説明します。参加者は、知的財産の現状を把握し、持続可能なイノベーションに貢献するための貴重な知識を取得することができます。

このウェビナーは、主にフィリピンや ASEAN 全加盟国の女性を対象としていますが、イノベーションと知的財産に関心のある女性の皆様にご参加いただけます。

ウェビナーの詳細や参加登録については、以下のリンクをご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=83768

実務アドバイス

発明者の氏名の表示

Q: 当方は欧州特許代理人です。当方のクライアントは欧州特許出願を行った際、発明者として記載される権利を放棄しました。これから PCT 出願を行う予定ですが、その際も発明者として記載されることを希望していません。PCT 出願においても同様に、発明者の氏名を表示したとしても、氏名を秘密にすることはできるのでしょうか。

A: 一般事項として、工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条の 3 は、発明者は特許証に発明者として記載される権利を有することを保証しており、国内や広域特許制度の多くは、出願時に発明者の氏名を表示することを要求しています。時には発明者が自身の氏名を秘密にしておきたい場合があるでしょう。しかしながら、例えば、クライアントは発明者として氏名を記載する権利を放棄することができる欧州特許制度 (欧州特許条約の実施規則 20.1) のように、クライアントが出願に自身の氏名を記載した

場合でも、追加の条件を満たすことなく氏名を秘密にするよう容易に請求できる制度とは異なり、PCT 制度では、発明者が自身の氏名を公開しないよう請求するための同様の仕組みはありません。

PCT 制度の下で、発明者の氏名を開示しないようにする唯一の方法は、国際出願から氏名を省略することです。そうすることにより出願人は、国内段階の各指定官庁に対し発明者の氏名を提供する義務が生じます。指定国としての締約国は、一般的に出願時に発明者の氏名を提供することは要求しませんが、ほとんどの指定官庁は、少なくとも国内段階移行時に発明者の氏名を提供することを要求しています（詳細は PCT 規則 4.1(a)(iv)、4.1(c) と 4.6 をご参照下さい）。

従って、国内段階での問題や遅滞を避けるため、氏名に関する情報は国際段階において提供することが強く推奨されます。ほとんどの締約国において発明者の氏名は、関係する国内段階において指定官庁に対し適用され得る国内データ保護法に従い、いずれにしても国内段階において要求され公開されます。

PCT 規則 92 の 2 に基づき発明者に関する表示が期間内（国際公開のための技術的準備が完了する前）に含まれたか追加された場合には、PCT 規則 48.2(b)(i)、PCT 実施細則第 406 号(c) と附属書 D の第 4 項に従い、その情報は国際公開されます。また PCT 規則 92 の 2 に基づき発明者に関する情報が後から（国際公開の後であるが優先日から 30 か月を経過する前に）追加された場合には、PATENTSCOPE 上の書誌情報タブはそれに従って更新され、その情報は、国際事務局で保有される一件書類の一部として PCT 規則 94 に基づき公に利用可能となります。なお、PCT 出願に関して、発明者の氏名を開示しないことを求めるための請求が提出された場合でも、その請求はいかなる効果も有しません。

現行の手続の下での個人情報への配慮は、発明者の郵送先住所や電子メールアドレスについて、PATENTSCOPE の「PCT 書誌情報」タブに表示されるテキスト形式のデータから除外されているなど（公開される出願がイメージ形式でのみ利用可能となるのに対して）、ある程度考慮されています。従って、これらの住所やアドレスは、インターネット上の検索エンジンでは検索されません。また、PCT は願書に記載する発明者の住所を、その発明者の「自宅」住所とすることは要求していない点にもご留意下さい（PCT 規則 4.4(c)）。自宅住所に代わり、雇用者の住所を発明者の住所として記載することができます。

前述の通り、ほとんどの PCT 締約国は、特許出願のプロセスにおいて発明者の表示を義務付けています。従って、発明者の氏名は国際段階の期間中に提供することを強くお勧めします。

発明者の氏名と住所の提出に関する各指定官庁の要件に関する詳細は、PCT 出願人の手引 附属書 B (www.wipo.int/pct/en/guide/index.html (英語) 訳者注: <https://www.wipo.int/pct/ja/guide/> (日本語)) をご参照下さい。